

安倍政権の労働規制破壊とこの間の闘いについて

日本労働弁護団幹事長・弁護士 たかき たろう
高木 太郎埼玉総合法律事務所
1991年弁護士登録

1 2014年6月20日、第186通常国会が閉会した。

労働関係の法案では、過労死防止対策推進法が会期末の6月20日に成立し、労働者派遣法改正案は審議に入らないまま廃案(廃案にまで至ったのは、法案の条文に「1年以下の懲役」とすべきところ、これを「1年以上」としていたミスが見つかり、野党がこれに激しく反発したためである。)有期雇用労働者特別措置法案も衆議院では可決されたものの参議院の審議に入らないまま継続審議となった。圧倒的に不利な国会情勢の中で、労働者派遣法改正案、有期雇用特別措置法案とも、今国会で成立必至の情勢であったが、労働組合がこぞって反対し、運動が盛り上がった中で、何とか今国会での成立は阻止することができた。労働者派遣法改正案、有期雇用特別措置法案とも、秋の臨時国会で再提案、継続審議され、政府与党がその成立を目指すことは間違いない。また、労働時間規制の適用除外制度も臨時国会に提案される見込みである。今後の運動のさらなる盛り上がりが必要である。

以下、安倍内閣による労働分野の規制破壊の動きとこれに対する反対運動の状況を概観する。

2 2012年年末、内閣総理大臣に返り咲いた安倍首相は、就任直後の2013年1月23日、第183回通常国会における所信表明演説で、「世界で一番企業が活動しやすい国を目指す」と述べた。

企業が一番活動しやすい国とは、そこで働く労働者にとっていい話ではけしてない。

また、日本だけが世界で一番企業が活動しやすい国になって、投資家の投資を受け入れられるだけではなく、他の諸国家も「企業が活動しやすい国」競争を展開して、そのしわ寄せが労働者、一般国民に行くことは明らかである。

企業活動のグローバル化により、タックスヘブン問題(グローバル企業が税負担を逃れて企業活動の実態はないのに、税負担の少ない実態のない国に形式上の本社を移すなど)に象徴されるように、企業活動を全世界共通のルールで適正に規制することが求められている時代である。抜け駆けを行ってはいけけないのである。

さらに、安倍首相は、2014年1月22日世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)で、「『既得権益の岩盤を打ち破るドリルの刃になる』と私は言ってきた。春先には国家戦略特区が動き出す。そこではいかなる既得権益といえども、私の「ドリル」から無傷でいられない。」と述べた。舞い上がっている感のある芝居がかった表現である。その既得権益の筆頭に労働法の規制が挙げられている。歴史的素養のない首相によって、歴史的に積み上げられてきた労働者の命と健康、家族的・文化的生活を守るために、さらに社会の安定的発展に、必要不可欠な規制が、打ち砕かれようとしている。

私たちは、この労働規制「破壊」の動きをなんとかして阻止しなければならない。